

INO クリエイター登録秘密保持契約書

株式会社アイエヌオー（以下「当社」という。）と、当社のクリエイター登録用フォームから登録した取引先（以下「契約者」という。）とは、相互に開示する情報の取り扱いについて、以下の通り秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。契約者が当社の Web サイト上において同意した時をもって、本契約が成立するものとする。契約者が法人である場合は、当該取引先は、契約者における本契約の締結権限に不備のないことを確認する。

第 1 条（開示の目的及び情報の交換期間）

1. 両当事者は、専ら業務委託等の新規取引の可能性を検討する目的で、検討に資する必要かつ十分な情報を相互に開示する。
2. 情報の交換期間は、本契約の締結日から 5 年間とする。

第 2 条（秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、情報を開示する当事者（以下「開示者」という。）が情報を受領する当事者（以下「受領者」という。）に対して開示するすべての情報のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本契約の存在、内容及び開示の事実
- (2) 開示の時に秘密である旨が明示されたもの
- (3) 口頭等で開示され、開示後 30 日以内に秘密である旨を明示して書面等で特定されたもの
ただし、受領者が以下のいずれかに該当することを立証した情報については、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 開示された時に既に公知のもの、又は受領者の責めにやむを得ず公知となったもの
 - ② 開示された時に既に受領者が正当に保有していたもの
 - ③ 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものの
 - ④ 開示された時以降に、受領者が秘密情報によらず独自に開発したもの
 - ⑤ 開示することについて、開示者から事前に書面により承諾を受けたもの

第 3 条（秘密保持）

受領者は、秘密情報を厳重に保管し、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、本目的に照らして秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される関係者（弁護士、会計士及び税理士等）に対して開示する場合はこの限りではない。この場合、受領者は当該関係者に対して自らと同等の義務を負わせ、その履行につき連帯して責任を負う。

第 4 条（目的外使用及び生成 AI 等への入力禁止）

1. 受領者は、秘密情報を本目的以外に使用してはならない。
2. 受領者は、開示者の事前の書面（電子メール等を含む）による明示的な承諾がない限り、開示された秘密情報を、画像生成 AI や文章生成 AI 等の人工知能（AI）サービスに inputs、学習、又はアップロードしてはならない。

第 5 条（返還・廃棄）

受領者は、開示者から請求を受けた場合又は本目的の検討を終了した場合は、開示者の指示に従い、直ちに秘密情報（複製物を含む）を引渡し又は廃棄しなければならない。

第 6 条（権利の不設定）

開示者は、受領者に対して、秘密情報の権利に関して所有権の移転、使用権の設定その他何等の権利も付与するものではない。

第 7 条（損害賠償）

受領者又はその関係者が本契約に違反した場合、受領者は開示者に対して、当該違反行為によって開示者が被った損害（弁護士費用その他一切の費用を含む）を賠償する責を負う。

第 8 条（反社会的勢力の排除）

1. 両当事者は、相互に相手方に対して、自己又は自己の親会社若しくは子会社、その役員等が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）又はその同調者でないことを表明し保証する。
2. 両当事者のいずれかが前項の表明保証に反したときは、相手方は何らの通知、催告なく直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条（秘密保持期間）

秘密情報の秘密保持期間は、第 1 条に定める情報の交換期間及びその終了の日から満 5 年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までにいずれからも変更・解除などの申し出のない場合、更に 5 年間同一条件で延長するものとし、その後も同様とする。

第 10 条（管轄及び仲裁合意）

1. 本契約に関し訴訟を提起する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 前項にかかわらず、両当事者又はどちらか一方が日本国外にある場合又は将来的に日本国外に移転する可能性がある場合、本契約に関する一切の紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会の規則に従い、1 名又はそれ以上の仲裁人により日本国において仲裁に付されるものとする。仲裁裁定は最終的なものとし、当事者を拘束する。

第 11 条（準拠法等）

本契約は、法の抵触のルールを排除して日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約は日本語を正文とし、翻訳文が作成された場合でも日本語の正文のみが契約としての効力を有する。